

令和6年度から国民健康保険税が変わります

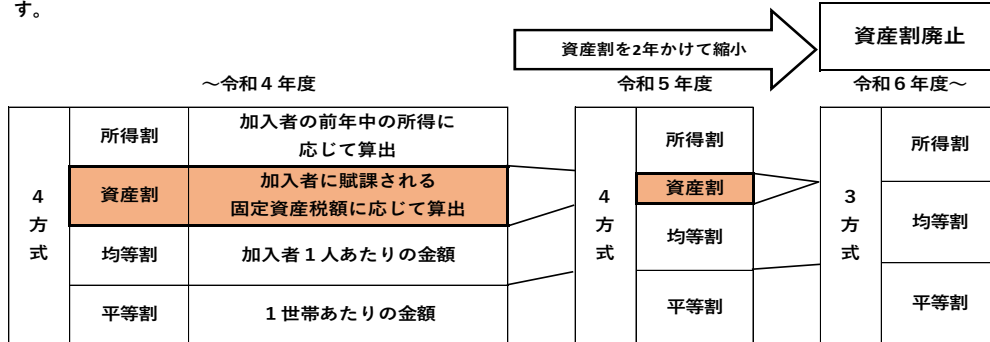
国民健康保険は、国民健康保険加入者の方が病気やけがをした時に安心して医療を受けられるよう保険税を負担し合い、お互いに支え合う医療保険制度です。保険者である徳島県の運営方針に従い、国民健康保険税の算定に含まれていた資産割を段階的に縮小しておりましたが、令和6年度に廃止します。また、税制改正に伴い賦課限度額についても改定します。さらに、軽減判定の基準が改定され、軽減の枠が広がります。

今回の改定により負担が増加する世帯もありますが、国民健康保険加入者の皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

資産割の廃止について

昨年度から段階的に縮小していた資産割を（約1/2ずつ）、令和6年度に廃止します。

資産割の廃止に伴う保険税の減少分は、均等割・平等割に配分します。所得や加入者数などに変更がない場合でも保険税が増減することがありますが、税率改定等による税額の急激な変化を緩和するため、国民健康保険財政調整基金を活用します。



税率改定による税額の急激な変化を緩和するため、国民健康保険財政調整基金を活用します。

税率と賦課限度額の改定について

	区分	令和5年度	令和6年度	比較
医療給付費分	所得割	8.90%	8.90%	据え置き
	資産割	14.90%	0.00%	-14.90%
	均等割	30,500円	30,500円	据え置き
	平等割	20,800円	20,800円	据え置き
	賦課限度額	650,000円	650,000円	据え置き
後期高齢者支援金分	所得割	3.00%	3.00%	据え置き
	資産割	1.40%	0.00%	-1.40%
	均等割	9,700円	12,000円	+2,300円
	平等割	6,000円	7,600円	+1,600円
	賦課限度額	220,000円	240,000円	+20,000円
介護納付金分	所得割	2.50%	2.50%	据え置き
	資産割	3.20%	0.00%	-3.20%
	均等割	9,900円	12,000円	+2,100円
	平等割	6,000円	6,000円	据え置き
	賦課限度額	170,000円	170,000円	据え置き

軽減判定基準の改定について

※5割・2割軽減の基準が拡大されます。

軽減割合	令和5年度軽減対象の基準	令和6年度軽減対象の基準
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数(※)-1)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数(※)-1)以下
5割	43万円+(29万円×国保加入者数)+10万円×(給与所得者等の数(※)-1)以下	43万円+(29万5千円×国保加入者数)+10万円×(給与所得者等の数(※)-1)以下
2割	43万円+(53万5千円×国保加入者数)+10万円×(給与所得者等の数(※)-1)以下	43万円+(54万5千円×国保加入者数)+10万円×(給与所得者等の数(※)-1)以下

※ 給与所得者等とは次の①~③に該当する方です。また、給与所得者等の数が1未満のときは1とします。

- ① 給与収入55万円超の方
- ② 公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)の方
- ③ 公的年金等の収入金額110万円超(65歳以上)の方